

解放への一步

第42集



筑紫野市

あのばあちゃんが死んだ

大正四年生まれのばあちゃん

「あのばあちゃんは百歳までは生きるぞ。」

根拠のない希望的な僕の予測を裏切つて
九十八歳で逝つてしまつた

あのばあちゃん よく泣いてたなー おいおいと
今、泣いたカラスが もう笑ろたとはいいうが
「今、泣いたばあちゃん もう怒る。」 カンカンに
感情の起伏がシュンカンで変わる あのばあちゃん
僕は いつもオロオロ

あのばあちゃん 何で泣く

差別と貧乏が辛い、苦しい、悲しいと 泣く

あのばあちゃん なぜ怒る

差別がはがゆい、くやしい、ゆるされんと 怒る



あのばあちゃん またまた泣く 何で泣く
あなたのその痛みが分かるのよと またまた泣く
あのばあちゃん 僕のために泣いている
いつしか、僕もポロリポロリ

僕のために泣いてくれたばあちゃんが死んでから二年が経つ

百歳になつたあのばあちゃんが生きている 僕たちの心の中に

ときには、崩れ落ちんばかりに泣き、怒髪天どはつてんをついたあのばあちゃんが望んだもの

差別でだれ一人も泣くことのない 当たり前の世の中

僕たちは いつ実現できるのだろう



「同和問題を 解決するためには・」

筑紫野市では、市の重要施策として取り組んできた同和問題を解決するためのさまざまな施策の成果と課題を科学的に明らかにするために、2011（平成23）年度に「筑紫野市同和問題実態調査」を実施しました。その中の「市民意識調査」で同和問題の解決方法を問う項目がありました。その結果、「同和地区の人々が、一定の地区（同和地区）にかたまつて生活しないで、分散して住むようにする」（いわゆる「部落分散論」と回答した人は、全体の52.4%（複数回答）で半数以上でした。

に思いますか。同和問題の解決のために「部落分散論」を唱えた多くの人は、「その場所（同和地区）に住んでいるから差別されるのではないか。離れれば、差別はされなくなるのではないか。」と考えたのでしょうか。

しかし、どこの住むかは、自身が決める事で、他人から強制されるものではありません。日本憲法にも、居住移転の自由として「どこの生まれ、どこの住んでも差別されない」ということが保障されています。

一方で、解決方法を問う中で、「同和地区外の人によく理解してもらい、差別をしない人権尊重の意識を高める」を選んだ人が、47.4%と半数近くになっていた

して良い気持ちにはならないでしょう。「分散すればよい。」との意見には、同和地区に対する防避意識（同和地区とされてきた土地との関わりを避けようとする意識）が潜んでおり、バラバラにした方がよいといった考え方につながるのではないかと思います。しかし、本当にバラバラにしなければならぬのは、同和地区に対する差別する心ではないでしょうか。



ます。

多くの人が、同和問題の解決のためにには、同和地区の人たちがどこに生まれ、どこに住んでいても、どんな差別も受けないような社会をつくること、差別そのものをなくすことが何より大切だと考えておられるのです。

誰もがふるさとをもつていますが、この愛してやまないふるさとを奪う権利は誰にもありません。誰もが「これがわたしのふるさとです。」と胸を張って言えるような差別のない社会をつくっていくために、私たち一人ひとりができることを考えてみませんか。

「ふるさと」

丸岡忠雄

『ふるさとをかくす』ことを

父はけもののような鋭さで覚えた

ふるさとをあばかれ

ふたたびかえらぬ友がいた
ふるさとを告白し

許嫁者に去られた友がいた
わが子よ

おまえには

胸張つてふるさとを名のらせたい

瞳をあげ

何のためらいもなく

『これが私のふるさとです』

と名のらせたい

「同和地区問い合わせ」はやめましょう

家を購入したり、借りたりするなど住居を選ぶ際に、「こゝは同和地区（を含む校区）ですか。」あるいは「同和地区内の物件ですか。」といった部落差別につながる内容の問い合わせを市役所で受けることがあります。

また、マンションなどの建設予定地や立地条件を調査している業者が、周辺に同和地区の有無などについて尋ねることもあります。
不動産に絡んだ事件を紹介します。

1977年に福岡県で、念願のマイホームを購入したあと、その物件が同和地区にあつたことを知った購入者が、販売業者に買い戻すよつ、執拗に要求しました。
しかし、要求を聞き入れてもうえず、腹を立てた購入者は、販売業者を名指した5万枚以上のビラを作成して、「悪徳商法だー」と福岡市内を中心にばらまきました。

このビラには、同和地区をまるで人の住むべき所ではないかのよつな露骨な部落差別の表現が使われたうえ、購入者の行動がエスカレートしたため大きな問題になりました。

この事件の背景には、同和地区とされてきた土地との関わりを持つと、社会や世間から「同和地区出身者と見なされる可能性」を避けよつとする意識があると思います。

それと同じ意識が、新しい土地や建物を探す人の中にいるために、「こゝは、同和地区ですか。」などの尋ね方をするのではないでしょつか。
このよつな意識を忌避意識といいます。

忌避意識は、同和地区に対する差別意識を生み出してしまいます。このよつな意識はその地区に住む人びと全体を差別する」とにもつながっています。住んでいる「土地」によつて差別されることとは、どんな

に悲しく、つらじ思いをするか、私たち一人ひとりが考へる必要があります。

また、「自分は気にしないけど、親戚が…。」「知人が調べた方がいいと言つたので。」等といったことを聞くこともあります。そのような周りの人の話を気にすることなく、自分自身の考へで行動することが大切だと思います。

例えば、自分の子どもが結婚するとき、相手の身元調査をする事は、一人の愛を踏みにじることになるのではないかと立ち止まつて考へるといふことです。

「同和地区問い合わせ」でも、この行為は差別になつてはいなかと考へてみてください。
そんな、一人ひとりの考えや行動が、差別をなくす社会をつくつていいくのです。

なぜ、同和地区かどうか知りたいのですか。
聞いてどうするのですか。

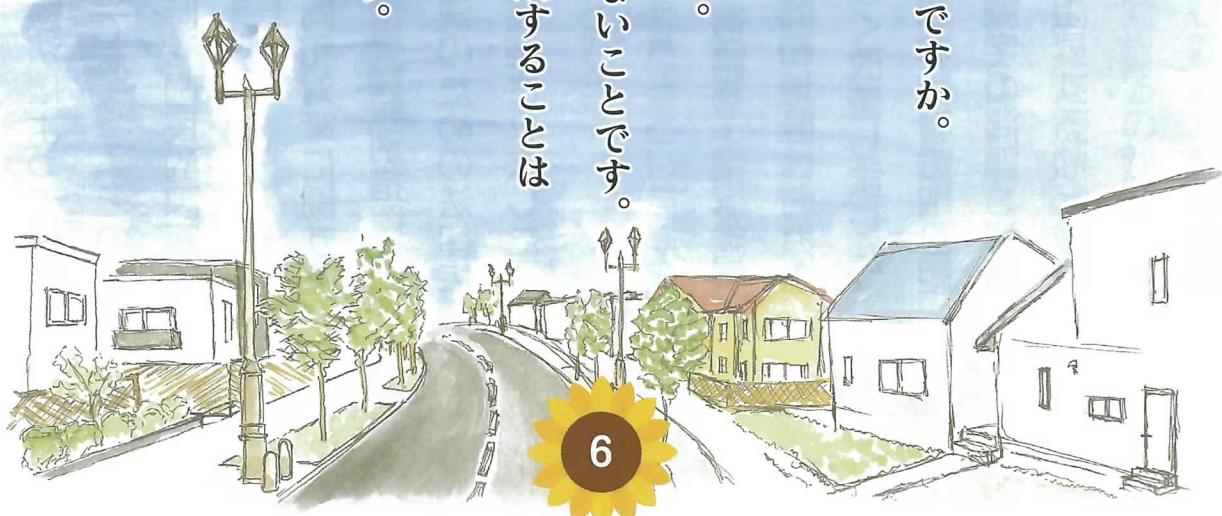
生まれた場所や住んでいる地域で
人の善し、悪しを判断するのですか。

「同和地区問い合わせ」は、許されないことです。
どこで暮らしているかによつて差別することは

人権を侵害することです。

人の価値は、何で決まるのでしょうか。

もう一度、考へてみませんか。



私が学んだこと

私は、筑紫野市で育ち、行政職員として同和問題に向き合ひようになりました。

これまで同和問題について多くの事を学んできましたが、特に心に刻み何度も読み返すのは、今年で50年になる「同和対策審議会答申」です。

○ 同和対策審議会答申とは

1960年代中ごろになると、高度経済成長により人々の生活は豊かになりました。しかし、同和地区の生活環境は劣悪なまま放置され、他の地域との格差は一層広がっていました。
そこで、この現状を何とかしなければならぬないと立ち上がった人々の提案を受けて、政府は同和対策審議会を設置し、方針の検討を委ね、審議会が政府に対して、1965年に検討結果を回答したものが、「同和対策審議会答申」です。

答申では、

「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によつて保障された基本的人権にかかる問題である」「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と謳うたわれました。

この答申を受け、1969年、同和対策に関する最初の特別措置法である「同和対策事業特別措置法」が制定され、その後、同和問題解決のための法律により約30年にわたり、特別対策が実施されました。

○ これまでの成果と課題

同和対策事業の実施によつて、道路や上下水道、また住宅などの整備が進められ、同和地区はもとより周辺の地域まで生活環境は大きく改善しました。また、奨学金制度の充実やさまざまな教育の取り組みによつて不就学児童・生徒や非識字の問題も解消に向かい、高等学校への進学率も上昇するなど成果が表れてきました。

しかしながら一方では、依然として大学進学率格

差は3倍もあり、同和問題に関してインターネットを悪用した誹謗中傷や差別落書き、また住宅購入に関連した市役所への同和地区の問い合わせなどが、後を絶ちません。

○ これから私の

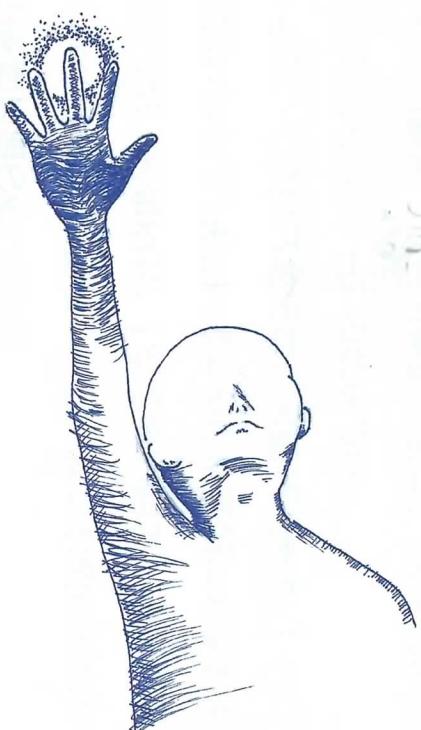
筑紫野市では、秋になるとカヌー大会が開催されます。

この会場には、大会の背景となつた橋があります。ここには、かつて、差別の結果としての経済的格差により木や土の橋しか架けることができませんでした。しかし同和対策事業により、もう流されることはないコンクリートの橋がかけられ、地元では「万年橋」と呼ばれ親しまれています。

大会を開催する中、地元の住民の方が「昔は橋を渡つてくる人はいなかつたけど、今では、にぎやかな子どもたちの声が聞けて、こんなにうれしいことはない。」と語つておられたことを、私は印象深く覚えていきます。

私は、これまでの学びを活かし、同和地区の実態を正確につかみ、「行政として何ができるのか。」「地元の方々にどんな事をがんばっていただくな。」「市民の方々に協力していただきたい」とは何か。」等を具体的に考え、それぞれをつなげていきたいと考えています。

それが、同和問題の解決は、行政の責務と国民的課題と指摘し、行政と国民が力を合わせて同和問題をはじめあらゆる人権問題解決にあたるとした「同和対策審議会答申」から学んだことである。



山田孝野次郎のうつたえ

小学校6年の社会科では、「産業の発達と人々のくらしの変化～明治・大正時代を生きた人々～」といふ学習をします。

そこでは、日本は、明治・大正時代、産業や科学の分野で国際的地位を向上させていったが、その一方で苦しい立場に立たされた人々がどんな願いを持ち、どんな運動が生まれたかを学びます。

具体的には、長時間労働や低賃金、低位な女性の地位、四民平等がとなえられながら日常生活で差別されていた被差別部落、関東大震災における虐殺に見られる朝鮮人差別、納税額による選挙権の有無等の問題を学習します。そして、人々の願いから平塚らいてふの女性解放運動など様々な社会運動が生まれたことを知ります。その中で、被差別部落の人々が、全国水平社を創立し「水平社宣言」を出し、差別からの解放を求めたことを学習するのです。教科書には、このように記載されています。

1922年3月、京都市で全国水平社の創立大会が開かれました。大会では、「みんなで団結しよう。人間を尊敬することによってみずからを解放する運動をすすめよう。人の世に熱あれ、人間に光あれ。」という意味の宣言文が読み上げされました。

この大会に参加した山田孝野次郎は、「大人も子どももいっせいに立ち上がり、この悲しみの原因をうち破り、光かがやく新しい世の中にしよう。」と強くよびかけ、参加者に希望と勇気をあたえました。その後、差別をなくす運動が全国へと広がっていきました。

日本文教出版

100年近く前に行われた「山田孝野次郎のうつたえ」を通して小学校6年生の子どもたちに何を伝えたいのでしょうか。

第一に、「水平社宣言」を伝えていくことです。

水平社宣言は、人間の尊厳を強く主張しています。「人間を尊重する。」「人間を冒涜してはならぬ。」

といつたように繰り返し人間の尊さが訴えられています。

のです。

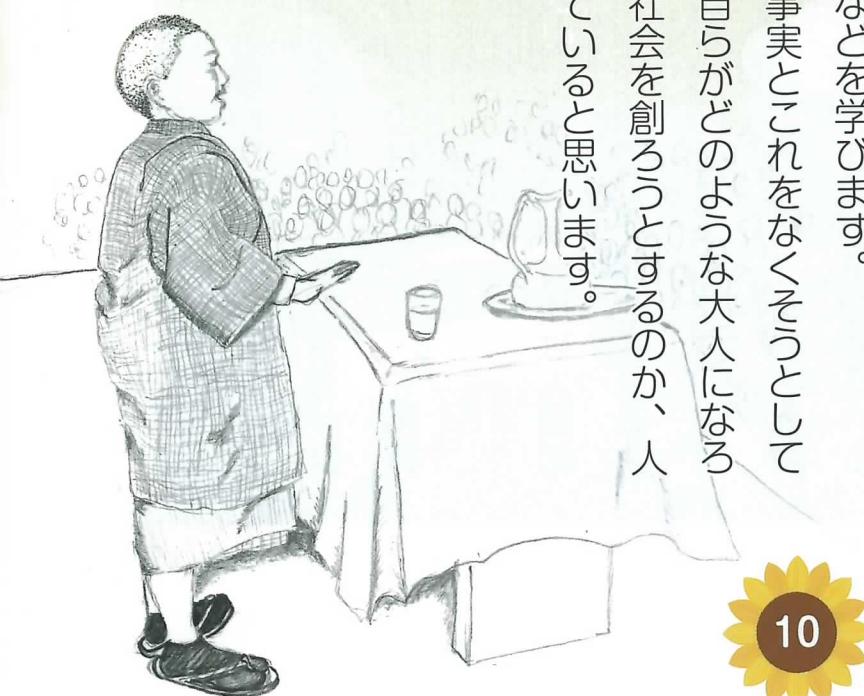
つまり、さまざまな差別やいじめをなくす方法は、人間を尊敬することだと教えていました。そのことが、部落差別にとどまらず、時を超えて、国境を越えた普遍性をもつことができています。だからこそ、1922年に発表された当時から、アメリカやイギリス等世界の新聞や雑誌が水平社宣言に注目して紹介し、いまも世界の多くの人びとが感銘を受け、共感しているのだと思います。

第一に、水平社創立は、差別を受ける者が、力を合わせ、世界で初めて自らの言葉で差別の不當性を訴えたことを知らせています。今も、世界中に差別を受けて苦しんでいる様々な人がいます。こうした人々は、差別を受けることで自分は、劣つたダメな人間なのだと感じさせられています。それに対しこの宣言は「我々の祖先は自由、平等の渴仰者であり、実行者であった」と自らの歴史を誇りあるものとして高らかに示しました。そのことが、世界中の不当な差別を許せないとする人々に勇気を与えている

第三に、山田孝野次郎は、少年の立場から立ち上がり、差別の無い社会をつくると訴え、参加者に感動、希望、勇気を与えました。この姿から、子どもたちに、あなたたち自身が権利の主体者であることを伝えています。

このように、「山田孝野次郎のうつたえ」から「水平社宣言」や「水平社創立」の意義や差別をなくそうとする熱意や切実さなどを学びます。

それは、部落差別の事実とこれをなくそうとしている人たちの姿から、自らがどのような大人になるうとするのか、どんな社会を創ろうとするのか、人として大切な学習をしていると思います。



ひとりの問題を みんなで考える

筑紫野市内の公立保育所に勤めるA先生は、保育士としての40年の中で、「同和地区の子どもたちと遊んではいけない。」と言われ悔しい思いをした子どもたち、十分な教育の機会が得られず進学や就職に苦労をしてきた青年、親になり子育てに悩む保護者と出会いました。その経験から、「差別に立ち向かい泣いたりしない子、差別に対して『それっておかしくよ』と言える子、差別を受けた子を支えられる子に育てたい」「一人の問題をみんなの問題として考える保育所でありたい」といつも一番困っている子に耳を傾けた保育に取り組んできました。

それはまさに筑紫野市がめざす「同和保育」でした。

「子どもが育つ環境を変えることで差別の悪循環を保障するために、保育所では、家庭訪問を大切に

を断ち切ることを大切にしてきましたが、それぞれの家庭が背負わされている課題は大きいです。生活のリズムができなくて、学校は行つたけれど就職が難しいなど、子どもたちが力をつかないことを困難にしています。

子どもの育ちをどう保障するか、保育所は人間の土台作り、学習の土台作りの場です。親を変えるより子どもを変えようと取り組んできましたが、保育所に通っていた子が親となり、自分の子どもを保育所に預けるようになつても、同じ課題を抱えていることがあります。」とA先生は語します。

しかし今、家庭を取り巻く環境が変化し、差別に苦しむ子どもだけでなく、心身に障害を持つ子ども、貧困や虐待など厳しい家庭環境にいる子どもなど抱える問題はさまざまです。そんな子どもたちの育ち

しています。家庭訪問では、子どもの育つている環境を知るだけでなく子育ての悩みや苦労を聞き取ります。そして、保育所、家庭、それそれができる事を考え、保育を進めていきます。

そして、一番困っている子に目を向けた取り組みからできたもののなかには、子どもの健康や栄養のバランスだけではなく、体力や知力の発達、生活習慣を身につけるために始まった「給食」があります。また、親が子どもへの言葉かけやふれあい方など子育てを学ぶ「一日保育士体験」、教室のコーナーごとにクレヨンや粘土など教材を準備することで自主性や創造力を培じ、子どもたちも自分で遊びを選び楽しめる「コーナー保育」、小学校への入学前の連携など、これらはすべての保育所へも広がり市全体の保育内容を豊かにしてきました。

A先生は「子どもたちあべてに、この保育所に通つて楽しかったと思つてもう見えるよひに、そして

子供を預けた親すべてが、いじに預けてよかつたと思つてもう見えるよひに、もひとつ保育所の取り組みを知つてもうじたし」と言います。

それは、様々な社会矛盾によつて育ちを阻まれている子どもたちの課題を親や地域社会のみんなで考え、共に力を合わせて解決していくよひにメッセージだと思います。



「私は伝えたい」

「ママ、ママのお友だちのおばちゃんがいるよ。お話しないの？」

今年、小学生になった娘が、買い物中の私の服を引つ張りながら言いました。見ると、同じく買い物中のAさんがいました。娘は未だに人見知りが激し

く、人と会うことを極端に嫌がります。そんな娘が、自分から声をかけようと私を誘つたことに、私は本当に驚きました。思わず「あのおばちゃんのこと、好きなの？」と聞くと、娘は照れたように「うん、好き。」と言いました。

Aさんは私が行っている識字学級の学級生です。娘が保育園児の頃から識字学級に関わっていた私にAさんやほかの学級生の方が、子どもも一緒に連れていいでと黙ってくれて、2～3度、識字学級に連れて行つたことがあります。娘を初めて識字学級に連れて行つた日、娘は家に帰るなり「楽しかったー!!」と言いました。ただでさえ人見知りの激しい私の娘が、知らない人ばかりの初めて行つた場所で落ち着いて過ごせたのは、きっと、そこにして人たちが優しい雰囲気を持つてゐるからだと思います。そして何より、私自身がその場の雰囲気を心地よく感じて自分らしくいられるのを、娘なりに感じとつてじるのだと思いました。

また、私には識字学級にかかわりだしてから思い出したことがあります。それは私が小学生だった頃、一緒に住んでいた叔母が、恋人を祖父に紹介するために家に連れてきたときのことです。祖父は叔母の恋人を決して家には迎え入れず、玄関先で目を吊り上げ顔を真っ赤にして「帰れ!!」と怒鳴りつけました。私には、祖父が初めて会うその人にどうしてそこまで怒りをあらわにして拒むのか、分かりませんでした。そして、叔母の恋人だった人が家に来ることは一度とありませんでした。私の記憶にはあのときの祖父の顔が今も鮮明に残っています。

「おじいちゃんはあの人のことを同和地区の人だと思つたらしくんだよね…。」

と母から聞いたのは最近のことです。今になつて

母が話してくれたのは、私が同和問題を学んでいることを知つてからだと思います。ときどきふと思ひ出す祖父の記憶なのに、私は母の言葉を聞いて初めて、あのときの祖父の態度が紛れもない部落差別だつたと気づいたのです。

何の理由の説明もなく頭ごなしに結婚を反対された叔母とその恋人は、本当に辛かつただろうと思つていました。けれど今思つと、結婚を反対した祖父自身もわが子や家族にあんな姿を見せたくはなかつたと思つし、私たちも祖父のあの姿を決して忘れることはできません。差別をしてくるとき、誰ひとり幸せな人はいません。その後もその記憶がつきまといます。でも、その人自身を見つめることのできた私の娘は、その笑顔と優しい人柄だけを見てAさんを好きになりました。そして、人見知りにもかかわ

らず家族以外に好きな人ができるといつこさんにはいい経験が出来ました。

声をかけたAさんは「ここながら『またおばちゃんたちのところにおいでねー。』と娘に話しかけてくれました。はにかみながうつなずく娘を見て、この娘には伝えたいことがいくつもあると思つました。



解放への一歩 第42集 アンケート用

(当てはまるものに○をつけて下さい。)

- 1 「解放への一歩」第42集は・・①よかったです ②まあよかったです ③あまりよくなかった ④よくなかった
- 2 心に残った内容は・・・・①巻頭詩 ②「同和問題を解決するためには」 ③「同和地区問い合わせ・・」
④「私が学んだこと」⑤「山田孝野次郎のうつたえ」⑥「ひとりの問題を・・」 ⑦「私は伝えたい」
- 3 感想をお聞かせ下さい。

解放への一歩 第42集 アンケートのお願い

筑紫野市では、同和問題の解決にむけて、もう一步学びを深めていただきたいと本年度も「解放への一歩」第42集を発行いたしました。つきましては、市民の皆様から読まれた感想等をいただき、今後、さらなる充実を図りたいと考えています。趣旨をご理解のうえご協力よろしくお願ひいたします。

○アンケート回答の方法

①FAX：上のアンケート用紙に記入のうえ以下の番号にFAX下さい。

・筑紫野市教務課人権・同和教育担当：(092) 923-9644

②郵送：上のアンケート用紙に記入のうえ以下の住所にご送付下さい。

・筑紫野市教務課人権・同和教育担当：〒818-8686 筑紫野市二日市西1丁目1番1号

③メール：jinkendouwa@city.chikushino.fukuoka.jp

④筑紫野市ホームページ：以下の手順で「解放への一歩」第42集に入っていただき感想をお寄せ下さい。

「担当部署から探す」→「教務課」→啓発冊子「解放への一歩」→2015（平成27）第42集

2015年10月15日発行 解放への一歩 第42集

■編集発行

筑紫野市

筑紫野市教育委員会

筑紫野市同和教育研究会

筑紫野市同和問題啓発資料編集員会

■問い合わせ先

筑紫野市教育委員会教務課

TEL:(092)923-1111

■印刷

大成印刷株式会社

